

令和3年度 登録木材関連事業者の先進事例

<第一種木材関連事業>

合法性の確認には、書類の内容の確認に加え、必要に応じて生産国現地に赴いての調査を実施している。

一例では、日本へ合板を輸出する工場はインドネシア木材合法性証明システム (SVLK) の認定を受けており、木材合法性証明書 (SLK) が発行されていたが、農村地主から当該工場へ丸太を流通する丸太流通業者が SVLK の認定をうけていなかったことから、追加的な措置として現地に赴いて伐採段階の確認も行った。具体的には、農村地主の納税証明書 (土地所有の証明書) 及び住民生産丸太輸送状の写しを取得し、伐採地、地権者等の情報を確認した。

(ジャパン建材株式会社)

<第二種木材関連事業>

住宅に比べ木質化の割合が低い非住宅建築物への合法伐採木材等の採用に取り組んでいる。

非住宅用のデザインや耐火認定の取得、工法の開発等を行うとともに、公共／民間、規模の大小にかかわらず積極的に木材の使用する働きかけを行い、特に自社が扱う合法伐採木材等を PR している。

(ニチハ株式会社・ニチハマテックス株式会社・高萩ニチハ株式会社)